特別免許状の授与に係る検定基準

教育職員免許法(以下「法」という。)第5条第3項の規定により特別免許状を授与するための教育職員検定の基準は、次に定めるところによる。

1 教育職員検定の対象者

教育職員免許法等施行細則(宮崎県教育委員会規則)第30条及び第33条の2に規定する書類を提出したもので次のいずれにも該当する者を対象とする。

- (1) 法第5条第1項各号の一に該当しない者。
- (2) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者。
- (3) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者。
- (4) 教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的実施に特に必要があるとして推薦した者。

2 教育職員検定

法第6条第1項の規定により、受験者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行うが、具体的な 観点、判断の方法及び、提出書類は次のとおりとする。

なお、合格の決定をするときは、「特別免許状の授与に係る意見聴取要綱」第2条に基づき選定した者からの意見を参考とする。

(1) 人物について

社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見は、主として人物に関する証明書(様式第3号)、 推薦書(様式第6号の2)及び本人の申請(志願)理由(「特別免許状授与申請(志願)理由」別記様式)に より確認を行う。

教育職員として適当と認められる者でなければならない。

(2) 学力又は実務について

教科に関する専門的な知識経験又は技能は主として、推薦書及び担当する教科に関する専門的な知識経験 若しくは技能に関する証明書又はこれに代わるものにより確認を行う。

なお、担当する教科の教育課程並びに学習指導等から判断し、学校教育の効果的実施が期待できるものでなければならず、原則として、担当する教科に関する十分な実務経験若しくはそれに相当する能力を有し、次のいずれかに該当することとする。

- ① 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。
 - ア 平成3年文部科学省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設
 - イ 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの
 - ウ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの
 - ・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ(略称WASC)
 - ・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル(略称ACSI)
 - ・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ(略称 CIS)
 - ・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である 国際バカロレア事務局(略称 I BO)

- ② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等(営利企業やその他の法人(社団法人、財団法人、NPO法 人等)、外国にある教育施設等におけるもの)が、概ね3年以上あること。
 - ア 企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験
 - イ 外国にある教育施設における勤務経験
 - ウ 大学における助教、助手、講師経験
 - エ 各種競技会等に向けた選手等としての活動
 - オ 派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験等
- ③ 教科に関する専門的な知識経験又は技能に関して、以下に示す資格や実績を有すること。
 - ア 外国の教員資格の保有
 - イ 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
 - ウ 修士号、博士号等の学位の保有(博士号取得者については、研究者として自立して研究活動を行い、 又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を 身に付けたことを認められた者であることから、原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的な 知識経験等を備えていること。)
 - エ 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績(特に、競技会においてはオリンピック競技大会等 国際的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会に おいて優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者については、原則として体 育又は保健体育に関する専門的な知識経験等を備えていること。また、音楽や美術、工芸、書道の教科 に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な 成績を収めた者は原則として当該教科に関する専門的な知識経験等を備えていること。)
 - オ 学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる教員採用試験や模擬授業の実施 による評価その他の宮崎県教育委員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める 事項の評価
- 4 (1)から(3) に準ずること。
- (3) 身体について

身体に関する証明書(様式第4号)によって行う。 職務遂行上支障ないと認められる者でなければならない。

(4) 任命権者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施について

任命者又は雇用者による授与候補者の推薦において、授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容及び、授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性について推薦書により確認を行う。

(5) 提出書類

- ① 教育職員検定願(様式第2号の2)
- ② 人物に関する証明書(様式第3号)
- ③ 身体に関する証明書(様式第4号)
- ④ 卒業、修了又は資格に関する証明書
- ⑤ 担当する教科に関する専門的な知識経験若しくは技能に関する証明書又はこれに代わるもの ア 実務成績証明書(様式第2号)(学校等で講師等の経験がある場合)
 - イ 実地に関する経験又は技術の証明書(様式第4号の2)
- ⑥ 推薦書(様式第6号の2)
- ⑦ 本人の申請(志願)理由(「特別免許状授与申請(志願)理由」別記様式)
- ⑧ 免許状の写等又は授与証明者(普通免許状又は特別免許状を有する場合)
- ⑨ その他、宮崎県教育委員会が特に必要と認める書類

3 意見聴取の方法

教育職員特別免許状の授与に係る意見聴取要綱を別に定める。

4 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は宮崎県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

- この基準は、平成19年4月1日から施行する。
- この基準は、平成30年4月1日から施行する。
- この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- この基準は、令和4年4月1日から施行する。